

第4章 経過措置

第1章の規定にかかわらず、次の表の第1欄に掲げる診療料は、同章に規定する当該診療料の算定要件を満たす保険医療機関のうち同表の第2欄に掲げる保険医療機関においてのみ、同表の第3欄に掲げる患者について、同表の第4欄に掲げる期間に限り、算定できるものとする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
区分番号A000に掲げる初診料の注7に規定する電子化加算	保険医療機関	第2欄に掲げる保険医療機関において初診料を算定する患者	平成23年3月31日までの間
区分番号A103に掲げる精神病棟入院基本料のうち18対1入院基本料及び20対1入院基本料	医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第43条の2に規定する病院以外の病院である保険医療機関	第1欄に掲げる診療料を算定する病棟として届出を行った病棟に入院している患者	当分の間